

国民年金についてのお知らせ

国民年金への切り替えはお済みですか？

【1】 20 歳から 60 歳未満の方で、会社を退職して当市へ転入される場合、新しく就職されて厚生年金または共済年金が出来るまでは、前住所地の市役所または当市役所で国民年金第 1 号の加入手続きが必要です。

国民年金への切り替えがお済みでない方は、⑥番の年金窓口で「国民年金被保険者関係届書」のご提出をお願いします。

会社を辞める時に専業主婦など第 3 号被保険者がおられた場合は、同時に配偶者の方も国民年金第 1 号の加入手続きが必要です。

【2】 配偶者の方が会社を辞めて失業保険をもらう場合は、その間国民年金第 1 号の加入手続きが必要です。

【3】 会社を退職し住民票を海外へ移して転出される場合は、①国民年金喪失申出を提出されるか、②任意加入をして家族の方から支払っていただくか、どちらかの手続きをお願いします。手続きをされずに海外へ行くと、未納状態を引き起こしますのでご留意願います。

手続き後は、年金事務所から「国民年金保険料納付書」が送付されますので、最寄りの金融機関、郵便局、農協、コンビニ等でお支払いをお願いします。

国民年金保険料の免除・納付猶予・学生納付特例期間がある方へ

さかのぼって納める(追納)ことをお勧めします

国民年金保険料の免除（全額免除・一部免除）・若年者納付猶予・学生納付特例の承認を受けられた期間がある場合、保険料を全額納めたときよりも老齢基礎年金の受け取り額が少なくなります。

そこで、これらの期間の保険料は、将来受け取れる老齢基礎年金を増額するため、10 年以内であればさかのぼって納める(追納)ことができます(下記「国民年金保険料追納のご案内」参照)。

ただし、免除等の承認を受けられた期間の翌年度から起算して 3 年度目以降に追納されると、当時の保険料額に一定の加算が上乗せされます。

追納される場合は、新たに「追納納付書」が必要になりますので、お申し込みは近くの年金事務所または市役所までお願いします。

支払いは、免除等の一番古いところから追納開始となりますので、加算額が少なく済むよう、早めに納付されることをお勧めします。

国民年金保険料追納のご案内 ～後から納めて年金額を増やす～

◆追納制度とは・・・

- 国民年金保険料の免除制度、若年者納付猶予制度や、学生納付特例を受けた期間は、保険料を全額納付した時に比べ、将来受ける年金額が少なくなります。(2 年間の学生特例納付制度の承認を受け、その期間を追納しなかった場合、年間約 4 万円の年金額が減額されます。)
- しかし、後にその期間の保険料を納めること(追納)で、全額納付した場合と同じ年金額がもらえます。

◆追納の手続きは・・・

- 追納する際は、近くの年金事務所または市役所で追納の申込後、追納専用の納付書で納付してください。
- ★保険料等免除の承認を受けた期間の翌年度から起算して、3 年度目以降に保険料を追納する場合は、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされますので、早期の追納をお勧めします。

※追納期間は、免除等を受けた月から 10 年以内です。(例えば、2010 年 4 月分の保険料は 2020 年 4 月まで追納可能です。)

年金を増やそう！・・・「ちょっとお得な年金制度」

◎第 1 号被保険者（自営業、農業者等）の独自給付・・・付加年金

・第 1 号被保険者および、任意加入被保険者(65 歳未満の方に限る)は、定額保険料に付加保険料 1 か月 400 円を上乗せして納めると、次の式で計算された額が老齢基礎年金に加算されます。(第 3 号被保険者の方は加入できません。)

納める	付加保険料 月額 400 円	→	受け取る	付加年金額 年額 200 円×付加月数
-----	-------------------	---	------	------------------------

(例) 付加保険料を 20 年間納めた場合

付加保険料 400 円×12 か月×20 年＝96,000 円

付加年金額(年額) 200 円×12 か月×20 年＝48,000 円

老齢基礎年金に生涯上乗せされます。



例えば、国民年金保険料 40 年間納付のうち、20 年間付加保険料を納付された場合

年額 788,900 円(40 年間納付) + 200 円×240 月 → 年額 836,900 円

◎申込・問い合わせ先 国保年金課 医療年金係 ☎ 72-2111 内線 427